

新型コロナウイルス関連情報（6月25日）

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置等をお知らせします。

【州政府等による措置等のポイント】

（ニューヨーク州）クオモ知事のメッセージ（6月21日～6月25日）

・6月23日、6月24日に州のCOVID-19の緊急事態宣言を解除すると発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-ending-covid-19-state-disaster-emergency-june-24>

（ペンシルベニア州）ウォルフ知事のメッセージ（6月21日～6月25日）

・6月25日、マスク着用を義務付ける行政命令が6月28日（月）午前0時1分に撤廃されると発表。ただし、店舗・オフィス、団体等は判断により利用客や従業員にマスク着用を求めることができる。また、CDCのガイダンスに従って、必要な場合にはマスク着用を継続するように呼びかけ。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1505>

【FCI 日本語放送チャンネル変更のお知らせ】

今般 FCI（フジサンケイ・コミュニケーションズ・インターナショナル）より、NY、NJ、CT エリアで平日朝7時から放送している FCI 日本語放送「FCI News Catch!」のチャンネル変更のお知らせがありました。

7月1日（木）から WMBC-TV での放送が始まり、これまでの WRNN-TV での放送は7月7日（水）をもって終了となります。

詳細は以下の FCI ホームページでご確認頂けます。

https://fujisankei.com/bangumihiyo/ny_nj_ct.html

【特例郵便等投票について】

日本において新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年（2021年）6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、日本に帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳しくは以下当館ホームページをご参照ください。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/2021-06-24.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、 18th Floor、 New York、 NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>